

和光市スポーツ推進計画（改訂版） （案）

（平成26年度～平成34年度）



平成29年度「夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会」 県営和光樹林公園 芝生広場

平成30年 月
和光市教育委員会

目次

第1章	計画の中間見直しにあたって	3
1	計画の見直しの目的及び背景	4
2	計画の基本理念	5
3	計画の位置付け	6
4	計画の期間	7
5	計画における「スポーツ」の定義と目標	7
6	計画における対象区分	8
第2章	和光市における現状と課題	9
1	スポーツ・レクリエーション活動に関する市民意識調査結果	10
2	計画の中間総括	20
第3章	スポーツ推進計画の数値目標と実施施策	24
1	数値目標	25
2	実施施策	27
3	スポーツ活動の場づくり	33
第4章	計画の実現に向けて	34
資料編		36
1	和光市スポーツ推進計画中間見直し経過	37
2	和光市スポーツ推進計画中間見直し委員会	38
3	和光市スポーツ推進計画中間見直し庁内委員会	40
4	市民参加の経過	42
5	市内スポーツ施設・公園施設	43
6	スポーツ施設利用状況	46
7	スポーツ団体加入状況	48
8	和光市における主なスポーツ事業	49
9	関係法令	50

第1章

計画の中間見直しにあたって



和光市民ロードレースフェスティバル

1 計画の見直しの目的及び背景

1 国の動向

国では、平成23年に制定されたスポーツ基本法第9条に基づき、平成24年度に第1期スポーツ基本計画（以下「第1期計画」という。）を策定し、「スポーツを通じ全ての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出」を目指して、平成24年度から5年間に取組む施策を示したところです。

第1期計画の策定後、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定するとともに、平成27年10月にはスポーツ庁が創設されるなど、スポーツを巡る状況は変化しております。

このような状況の変化を受け、平成29年3月に第2期スポーツ基本計画が策定されました。

この第2期スポーツ基本計画（以下「第2期計画」という。）は、スポーツの価値を具現化して発信し、スポーツの枠を超えて異分野と積極的に連携・協働していくことや、障害者スポーツの振興、スポーツの成長産業化など、スポーツ庁創設後の国における重点施策が盛り込まれています。

また、第2期計画における地方公共団体に期待することとして、国民やスポーツ団体等のスポーツ活動を支援するため、第2期計画を参酌して、地方スポーツ推進計画を改定・策定し、地域の特性や現場のニーズに応じたスポーツ施策を主体的に実施するとともに、スポーツを通じた健康増進、共生社会の実現や、経済・地域の活性化など、スポーツを通じた活力ある社会づくりに関係部局・団体が一体となって取り組むこととしています。

2 県の動向

県では、「スポーツを通じた元気な埼玉づくり」を基本理念として、平成25年3月に第1期埼玉県スポーツ推進計画を策定しスポーツの振興を図っており、平成30年度に向けて第2期埼玉県スポーツ推進計画を策定しています。

第2期計画ではスポーツが共生社会の実現や青少年の健全育成、地域の活性化など社会の活力をつくる力を持つものとして、「スポーツがつくる 活力ある埼玉」を基本理念とし、以下の4つの施策に取り組むこととしています。

【4つの施策】

- ①スポーツ参画人口の拡大
- ②子供のスポーツ活動の充実
- ③スポーツを通じた地域の活性化
- ④世界に羽ばたくトップアスリートの輩出

3 取り巻く環境

県内では、ラグビーワールドカップ 2019 が熊谷市で開催されるほか、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて機運醸成を行っており、本市でも、平成 29 年 12 月に第 10 回アジアエアガン選手権大会を開催しました。

4 計画見直しの背景と目的

本市では、平成 25 年 12 月に「和光市スポーツ推進計画」を策定し、計画の実現のため中間年である平成 29 年度に無作為抽出アンケートを実施し、計画の進捗状況を図るとしています。

なお、今回の見直し内容は、現行の計画を大きく変えるものではなく、国、県の新たな計画を参酌し、計画後に制定された法律、本市の他計画に関連する変更点を取り込み、アンケートから分析する現在の本市を取り巻く現状と、現計画の進捗状況や課題に対応するための取組を整理し、新しい施策等を追加しました。

2 計画の基本理念

スポーツは、スポーツを行うことによる心身両面に渡る効果のほか、スポーツを通じた家族、地域間のコミュニケーションの向上により地域の活性化が進み、健康で快適な「まち」が形成されると考えられることから、計画の基本理念は、策定時に引き続き「スポーツを通じて、健康で生きがいのある人生を実現するために」とします。



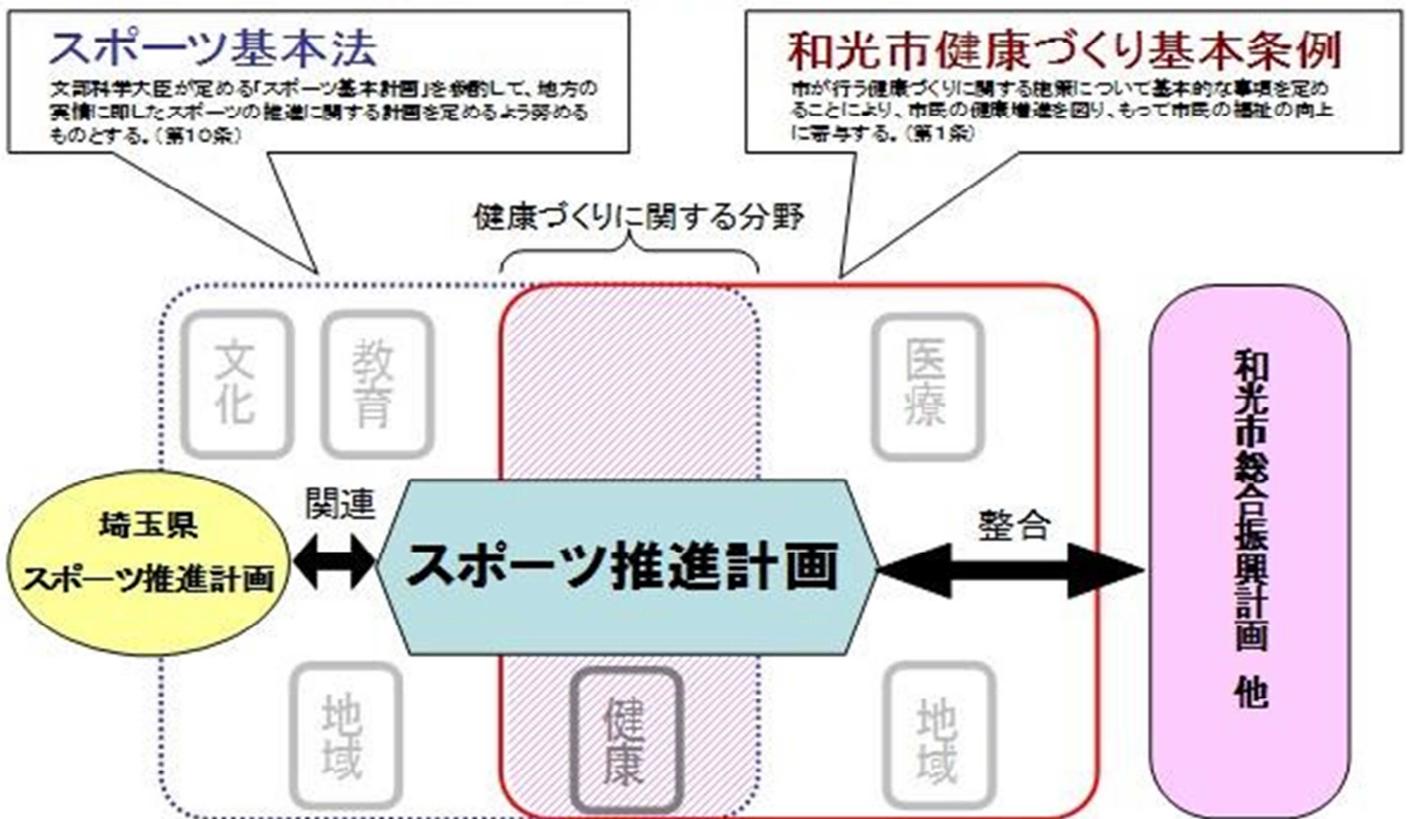
ラジオ体操教室

3 計画の位置付け

本計画は、スポーツ基本法第10条に基づいて策定しており、平成23年度にスタートした「第四次和光市総合振興計画」の基本構想を実現させるための部門計画であり、本市のスポーツ推進に関して現状と課題、施策の基本方針を示した計画となります。

今回の見直しに際し、国、県で策定された新たな計画や方針を参酌するほか、現在本市で策定している他計画と整合性を図っていきます。

和光市スポーツ推進計画の位置づけ



* 和光市健康づくり基本条例第13条において、シームレス会議を設置し、健康づくりに関する施策を総合的に調整して、計画的に推進するために必要な体制を整備します。

4 計画の期間

計画期間は、当初平成 26 年度から平成 32 年度の 7 年間としていましたが、平成 32 年度は国の第 2 期計画期間の途中であり、次期計画を参酌することができないため、計画期間を 2 年間延長し、国の第 3 期計画の策定後に、その方針を受けて本市の次期計画を策定することとします。

平成 23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
国:第1期スポーツ基本計画			国:第2期スポーツ基本計画			国:第3期スポーツ基本計画										
県:第1期スポーツ推進計画				県:第2期スポーツ推進計画				県:第3期スポーツ推進計画								
和光市スポーツ推進計画										延長		次期計画				
第四次 和光市総合振興計画										第五次 和光市総合振興計画						

5 計画における「スポーツ」の定義と目標

スポーツの定義については、現計画と同様に、競技スポーツ、レクリエーション・スポーツのほか「ながらスポーツ」（日常生活を送る中で行う運動）も含むものとします。

2020 年東京オリンピック・パラリンピック開幕まで 1000 日を切り、スポーツを「観る」ことをきっかけで「する」「支える」ことを始めたり、「支える」ことで「する」ことのすばらしさを再認識することにつながります。

スポーツを「する」「観る」「支える」ことで全市民がスポーツに関わることを最終目標として「一市民一スポーツ」を目指していきます。

6 計画における対象区分

現計画では、ライフスタイルが大きく変わる時期として4つの対象に区分し、それぞれの現状・課題に対して施策を実施しています。

年齢	時期	
0～6歳	乳幼児期	心身の発達を促すことを主な目的とする時期
7～15歳	小・中学生期	みんな（個人を含む）でスポーツを行う楽しさを知ることがを主な目的とする時期
15～60歳	中間年齢層期	スポーツを通じて友人・地域・家族間のコミュニケーションの向上を図り、また、体力面の向上、ストレス解消することを主な目的とする時期
概ね60歳以上	退職後・高齢期	スポーツを通じて友人・地域・家族間のコミュニケーションの向上を図り、また、体力面の維持、向上、ストレス解消することを主な目的とする時期

第2章

和光市における スポーツの現状と課題



和光市民体育祭

1 スポーツ・レクリエーション活動に関する市民意識調査結果

平成29年5月から6月にかけて、市民と小中学生を対象に「スポーツ・レクリエーション活動に関する市民意識調査」を実施し、スポーツ・レクリエーションに関する質問を行いました。その結果の概要は次のとおりです。

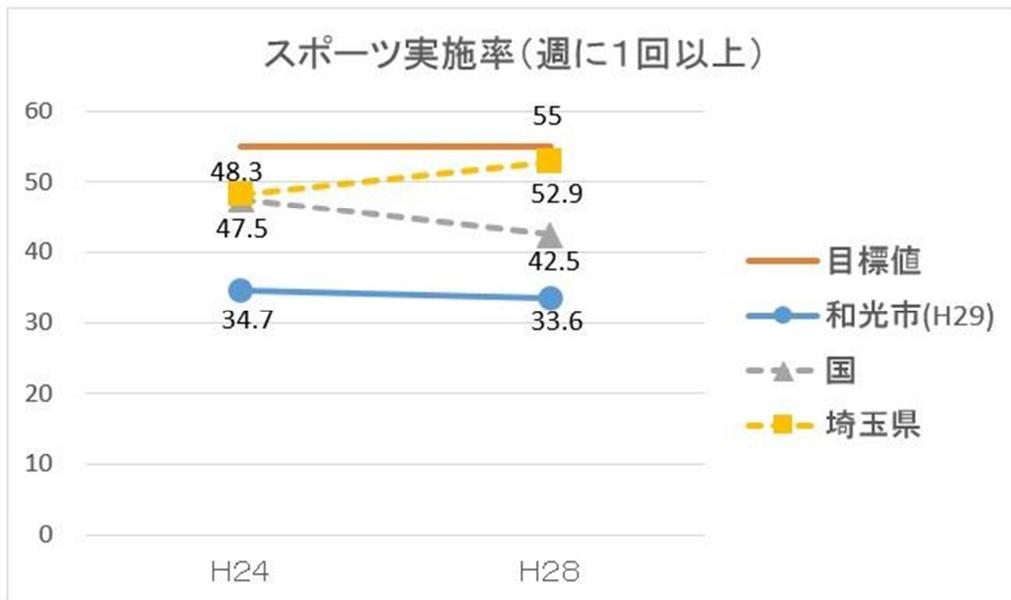
1 市民対象 調査概要

調査対象	平成29年4月1日現在、和光市在住の18歳以上80歳未満の方
サンプル数	1,000名
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送配付・郵送回収による調査
調査期間	平成29年5月26日～平成29年6月16日
回収数(率)	372(37.2%)

(1) スポーツ実施率

スポーツをする頻度について、週1日以上スポーツをする人の割合は33.6%で前回調査(平成24年度)と比較して1.1%減少しています。これは、国、県の実施率よりも低い傾向にあります。

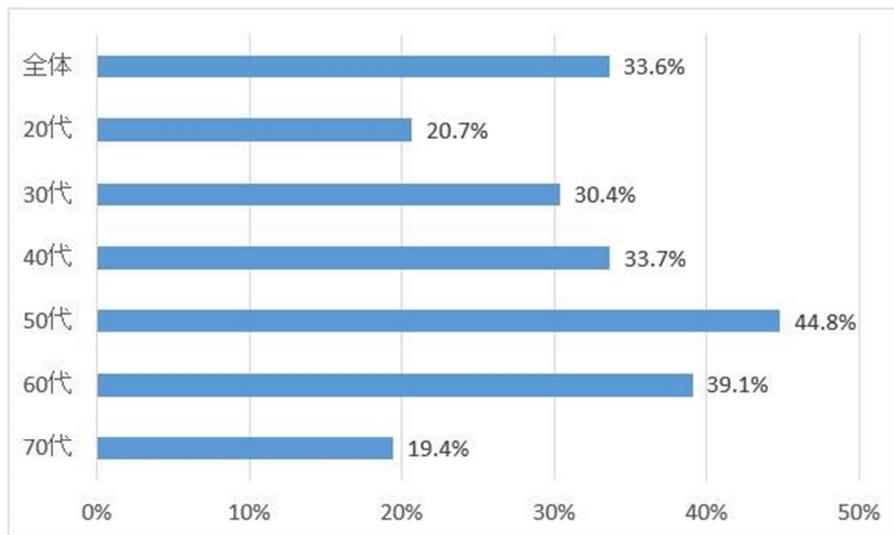
【週1日以上スポーツ実施率 国・県比較】



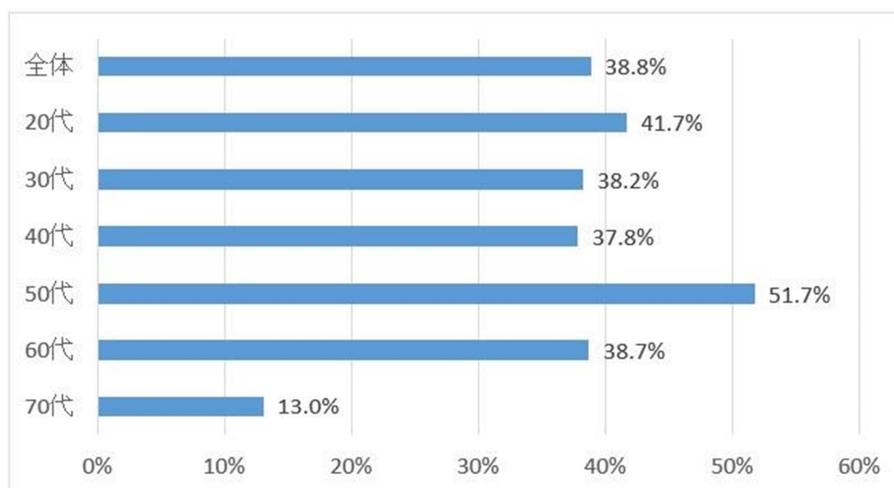
出典：スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」
埼玉県「県政世論調査」

男女の年代別のスポーツ実施率では、70代男性、20代女性のスポーツ実施率が特に低く、逆に50代、60代のスポーツ実施率が全体として高い結果となりました。

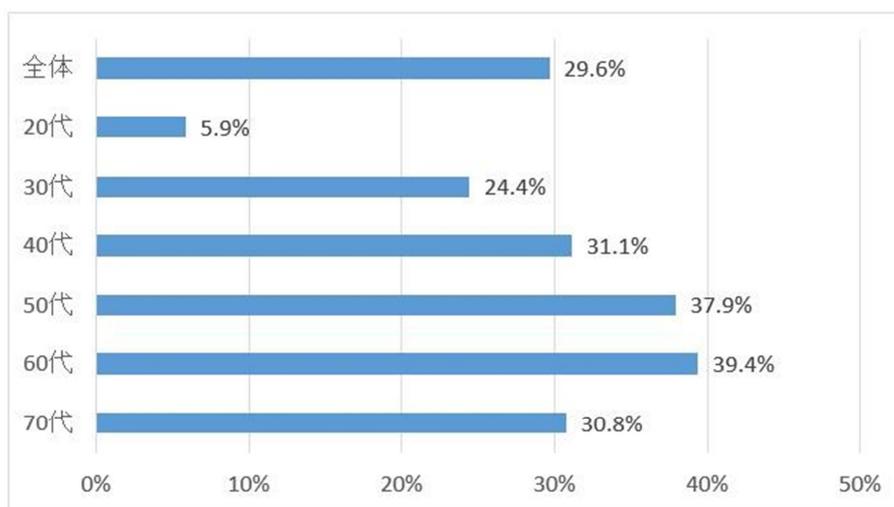
【スポーツ実施率（年代別）】



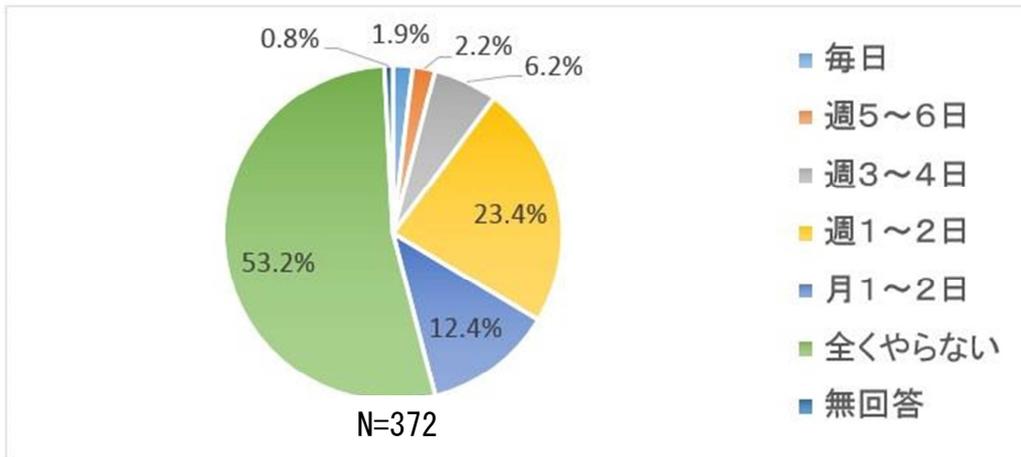
【スポーツ実施率（男性・年代別）】



【スポーツ実施率（女性・年代別）】



【スポーツ実施頻度】



また、約50%の人が全くスポーツをやらないと回答しており、前回調査時と同様の結果となっています。

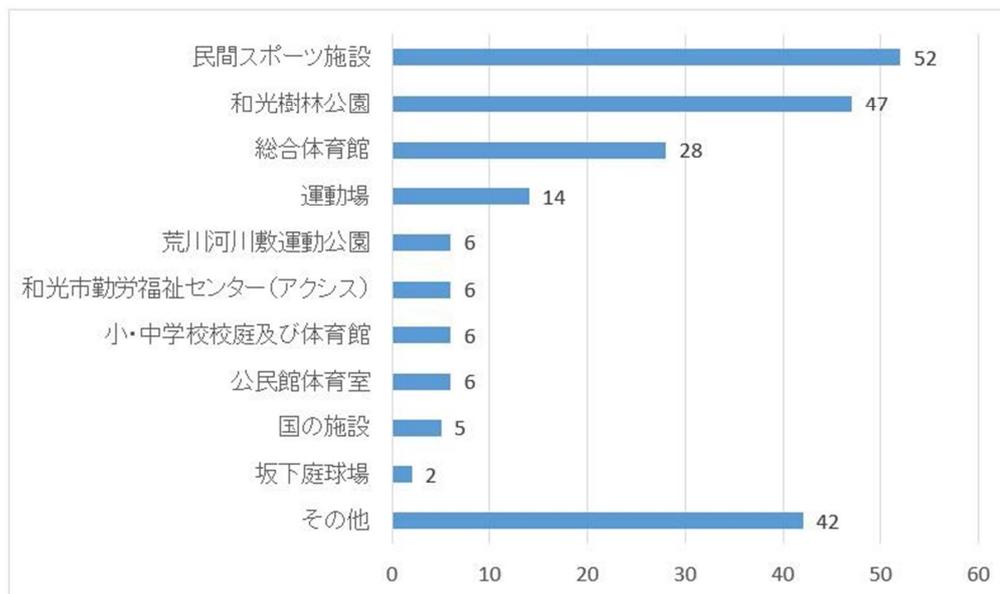
全くスポーツをやらない人について、スポーツをやる人と以下の点を比較しました。

	スポーツをやる人	スポーツを全くやらない人
体力に自信がない	28%	46%
運動不足と感じている	68%	88%
健康ではないと感じている	5%	14%

その結果、スポーツを全くやらない人は、体力や健康への自信や運動不足に対する自覚がより高いことが分かりました。

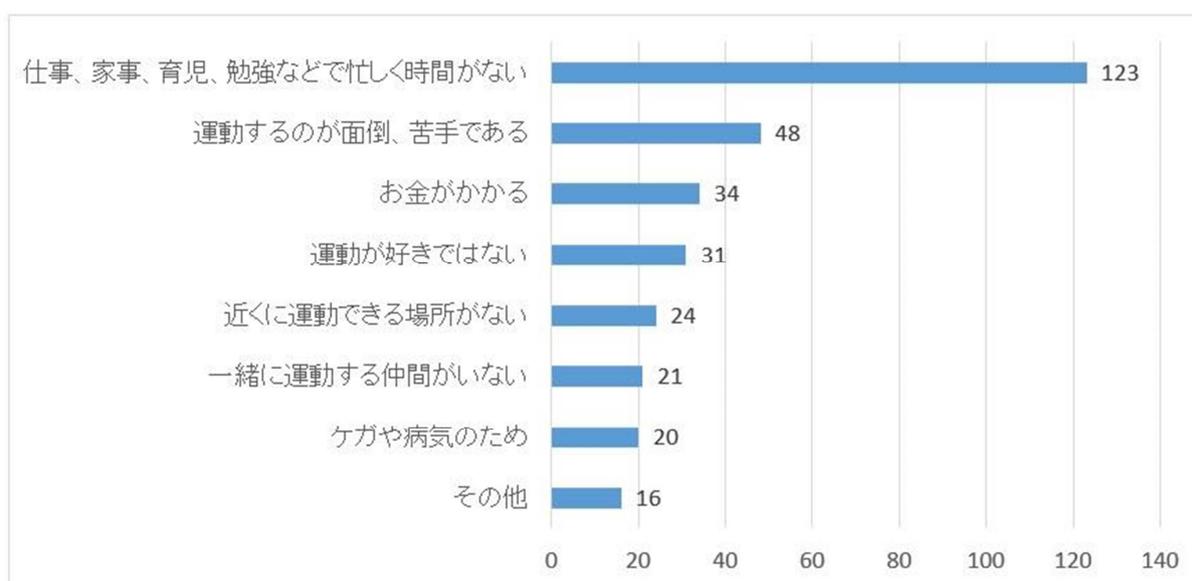
(2) スポーツ施設

市内のスポーツ施設のうち、よく利用する施設は、民間スポーツ施設や樹林公園、総合体育館が多く、その他意見の中では公園が高い割合となっています。



(3) スポーツをやらない理由

スポーツを全くやらないと回答した人に対し、その理由を尋ねたところ、「忙しく時間がない」との回答が38.8%で最も高い割合となっており、次いで「運動するのが面倒、苦手」15.1%の順となっています。

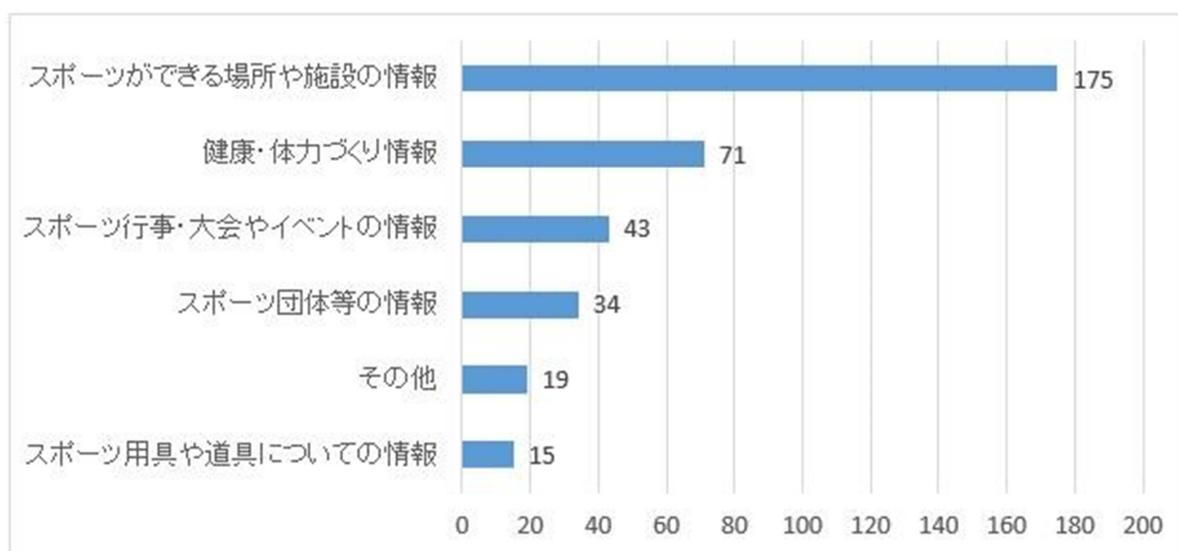


また、全くやらない人が今後スポーツをする場合、やってみたい時間帯は、平日午前が最も多く、特に20代、30代女性にこの回答が多くみられました。次いで土曜日、平日夜間が多くなっています。

また、やってみたい種目は、ウォーキング、ジョギング、ヨガ、水泳等が多く、その理由は、一人で始められる手軽さとの回答が多いです。また、球技（テニス）等も多く、その理由は、過去に経験したことがあるからとのことです。

（４）スポーツに関する情報で不足しているもの

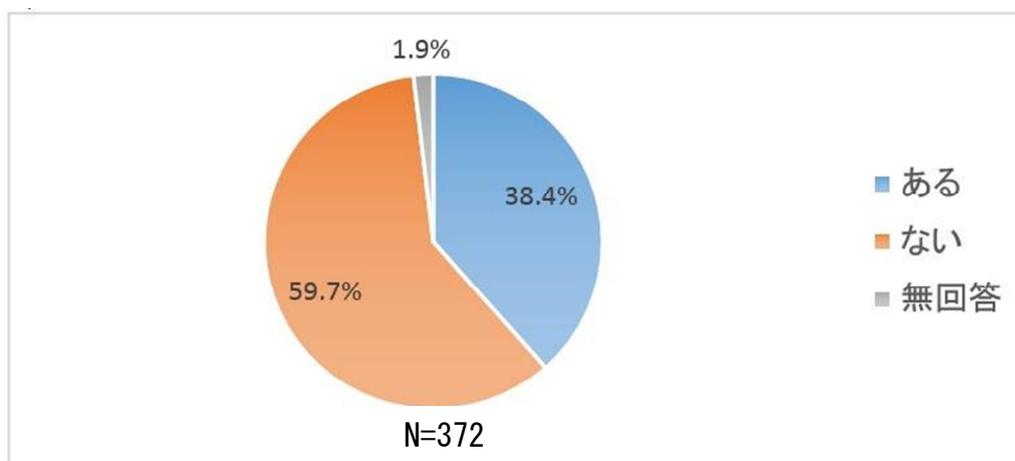
スポーツに関する情報で不足していると思われるものは、「スポーツができる場所や施設の情報」が49%と圧倒的に多くなっています。次いで「健康・体力づくり情報」や「スポーツ行事・大会やイベントの情報」が挙げられました。



（５）「観る」スポーツ

「観る」スポーツの観点から、最近1年間のスポーツ観戦（テレビでの観戦を除く）の有無を尋ねたところ、約60%の人がスポーツ観戦をしていないという結果となりました。

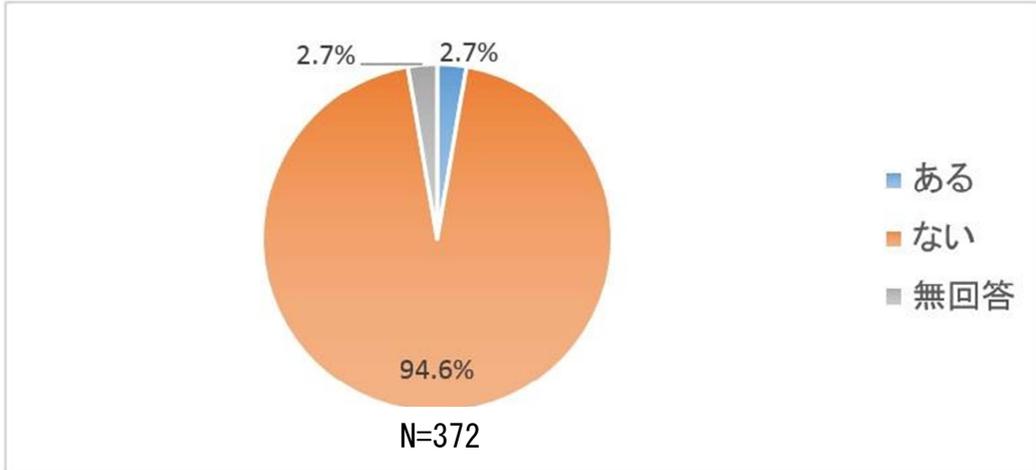
【「観る」スポーツ実施頻度】



(6)「支える」スポーツ

「支える」スポーツの観点から、最近1年間のスポーツに関する指導経験や、スポーツイベントに運営やボランティアとして参加経験があるかを尋ねたところ、95%が「支える」スポーツの経験がないという結果となりました。

【「支える」スポーツ実施頻度】



母集団研修

2 小中学生対象 調査概要

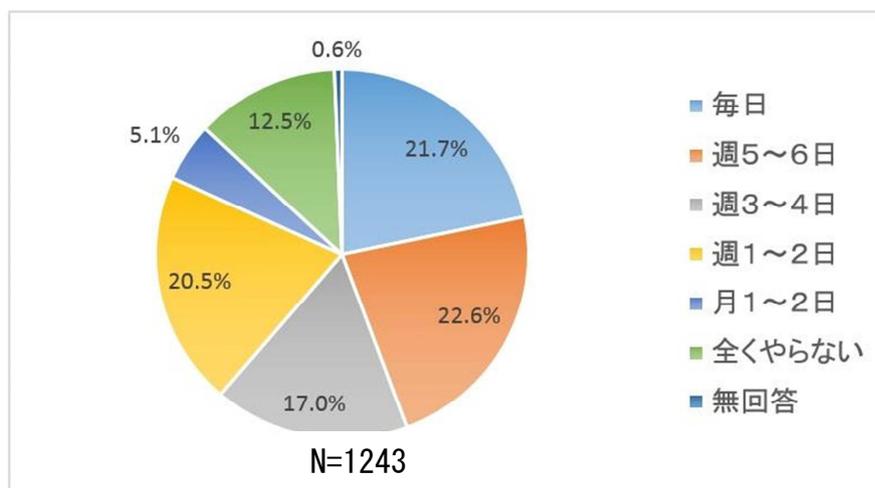
調査対象	平成29年4月1日現在、市内小学校5年生、中学校2年生の児童・生徒
サンプル数	1,264名
調査方法	学校メール便による調査
調査期間	平成29年5月2日～平成29年5月31日
回収数(率)	1,243(98.3%)

(1) スポーツ実施率

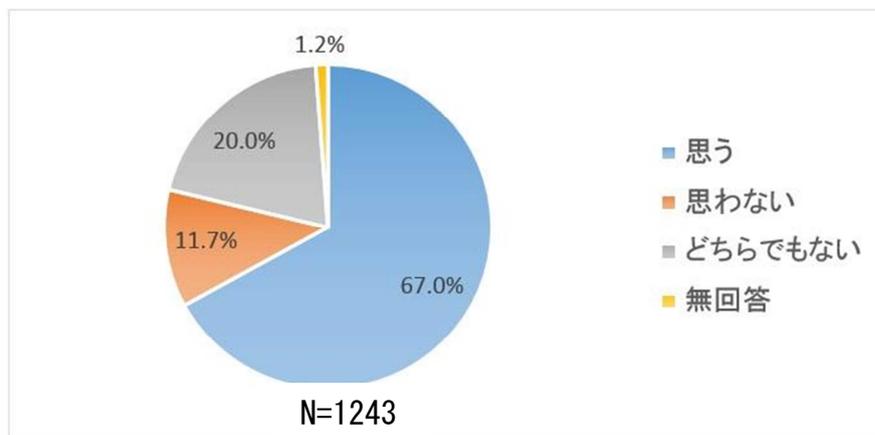
スポーツをする頻度について、学校の授業以外にどのくらいスポーツをするかと尋ねたところ、12.5%が授業以外にスポーツを全くやらないと回答しています。

一方で、学校の授業以外でスポーツをする時間を持ちたいかという質問に対しては、67%がスポーツをしたいと回答し、スポーツをしたいと思わない児童・生徒は11.7%という結果となりました。

【学校の授業以外のスポーツ実施率】



【学校の授業以外でスポーツをする時間を持ちたいか】



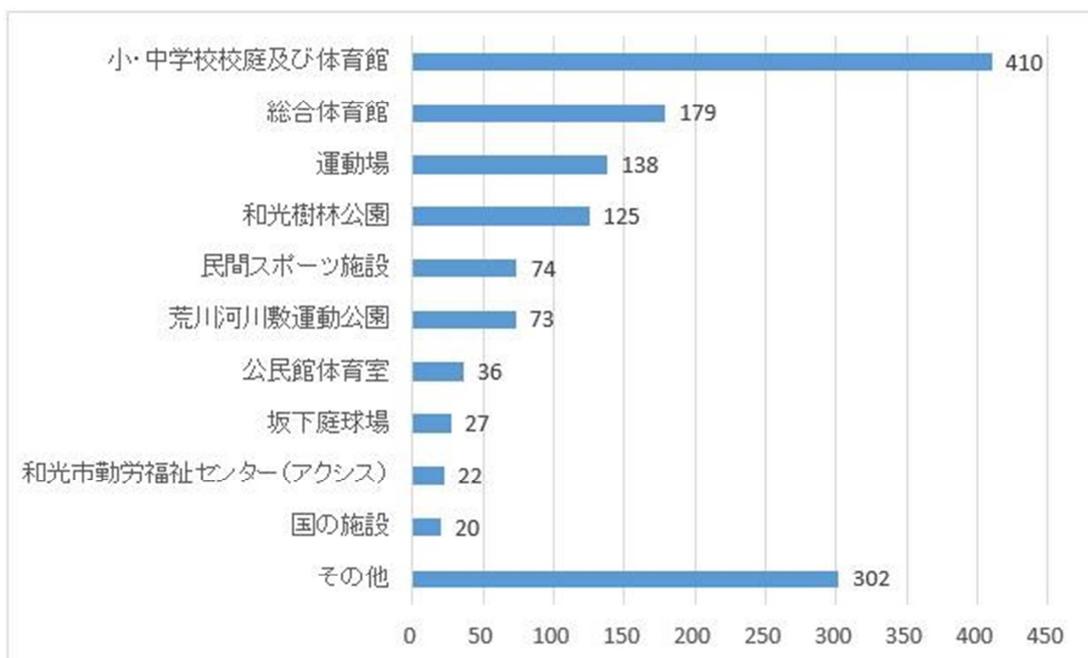
また、全くスポーツをやらない児童・生徒について、スポーツをやる人と以下の点を比較しました。

	スポーツをやる児童・生徒	スポーツを全くやらない児童・生徒
体力に自信がない	36%	77%
運動不足と感じている	28%	75%
健康ではないと感じている	3%	7%

その結果、スポーツを全くやらない児童・生徒は、体力や健康への自信や運動不足に対する自覚がより高いことが分かりました。

(2) スポーツ施設

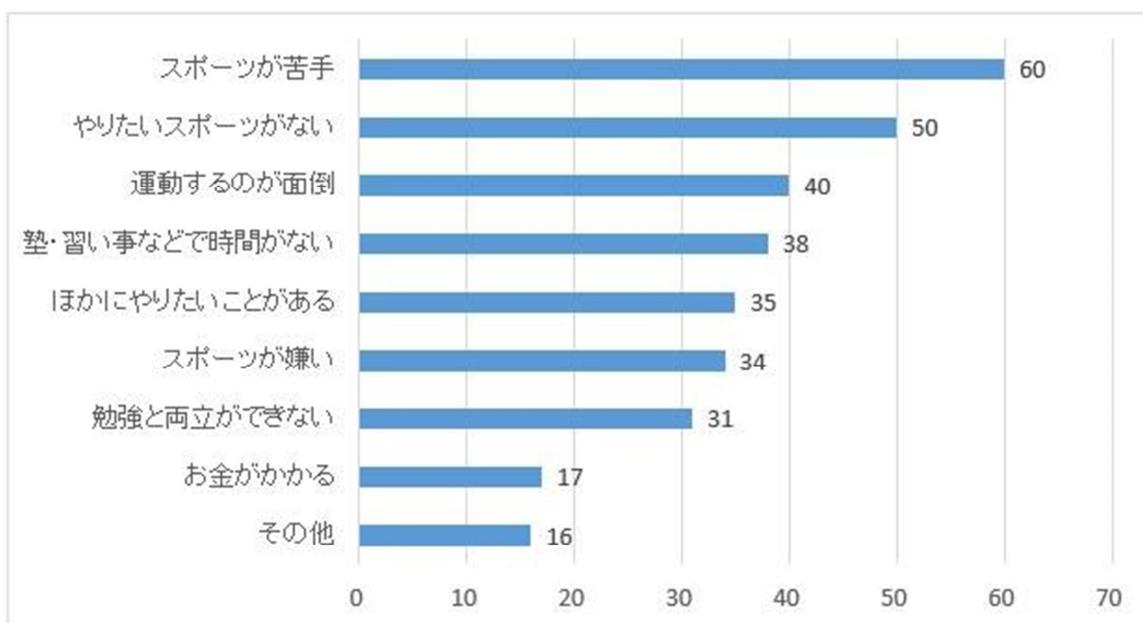
市内のスポーツ施設のうち、よく利用する施設は、小中学校の校庭と体育館が圧倒的に多く、その他意見として、公園や家の近くが高い割合となっています。



(3) スポーツをやらない理由

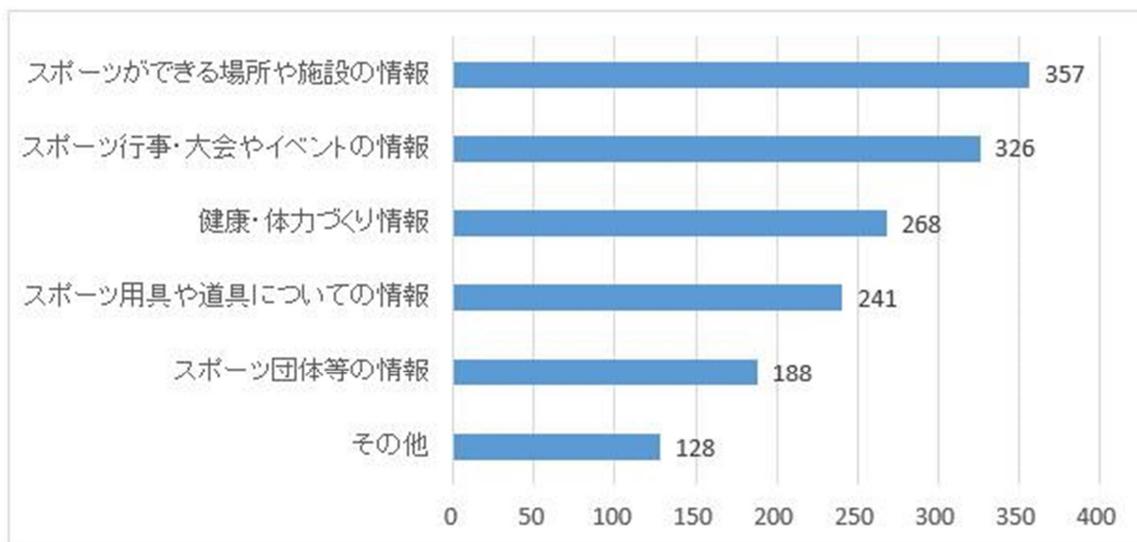
スポーツを全くやらないと回答した児童・生徒に対し、その理由を尋ねたところ、「スポーツが苦手」という回答が最も多く、次いで「やりたいスポーツがない」、「運動するのが面倒」という順となっています。

また、全くやらない人が今後スポーツをする場合、やってみたい時間帯は、平日帰宅後が最も多く、やってみたい種目はテニス、バスケットボール、サッカー等の球技や水泳が多い傾向でした。



(4) スポーツに関する情報で不足しているもの

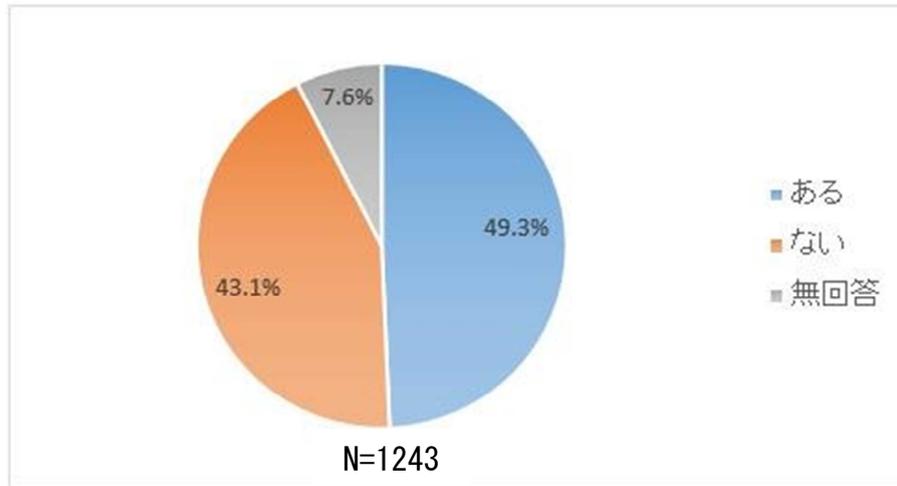
スポーツに関する情報で不足していると思われるものは、「スポーツができる場所や施設の情報」、「スポーツ行事・大会やイベントの情報」という回答が多く挙げられました。



(5)「観る」スポーツ

「観る」スポーツの観点から、最近1年間のスポーツ観戦（テレビでの観戦を除く）の有無を尋ねたところ、約40%の人がスポーツ観戦をしていないという結果となりました。

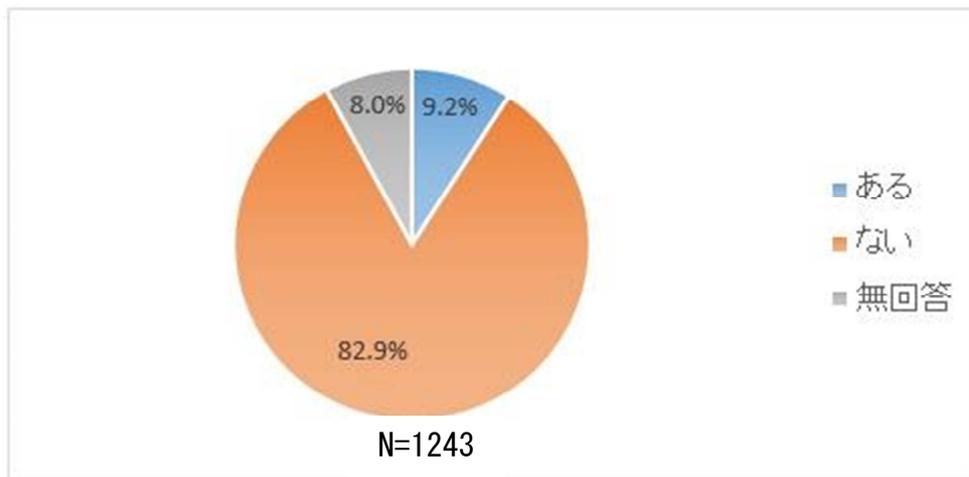
【「観る」スポーツ実施頻度】



(6)「支える」スポーツ

「支える」スポーツの観点から、最近1年間のスポーツに関する指導経験や、スポーツイベントに運営やボランティアとして参加経験について尋ねたところ、82.9%が「支える」スポーツの経験がないという結果となりました。

【「支える」スポーツ実施頻度】



2 計画の中間総括

現計画は、平成 26 年度の計画実施から 3 力年度を経過したため、その実績や課題について計画の数値目標の達成状況と事業実績、課題について、以下のとおり総括します。

1 数値目標の達成状況

数値目標の達成状況について、大目標 1 つ、中目標 1 4 つのうち、現在達成できた目標はありませんが、計画年度より数値が上回った目標は 6 つあります。

大目標	計画年度 (H24)	現状値 (H28) 【a】	目標値 【b】	達成率% 【a/b】
週に 1 回以上スポーツをする人の割合を 55%以上とします (%) *1	34.7	33.6	55.0	61.0%

中目標	計画年度 (H24)	現状値 (H28) 【a】	目標値 【b】	達成率% 【a/b】
1 週に 1 回以上スポーツを「する」、「観る」、「支える」人の割合を合せて 70%以上とします (%) *1	—	54.3	70.0	77.5%
2 総合型スポーツクラブを設置します (箇所)	0	0	1	0%
3 総合体育館年間利用者数を平成 24 年度比 10%増とします (人)	230,417	231,903	253,459	91.4%
4 学校開放年間利用者数を平成 24 年度比 10%増とします (人)	139,260	142,764	153,186	93.1%
5 スポーツ少年団加入者率を平成 24 年度比 10%増とします (%)	13.9	13.8	15.3	90.4%
6 スポーツ事業の年間参加者数を平成 24 年度比 10%増とします (人)	9,288	10,025	10,217	98.1%
7 託児つきスポーツ教室開催の推進を図るため、啓発・周知を行います (回)	3	0	5	0%

中目標		計画年度 (H24)	現状値 (H28) 【a】	目標値 【b】	達成率% 【a/b】
8	勤労福祉センターのアスレチックルーム・アリーナの利用者数を平成24年度比10%増とします(人)				
	・アスレチックルーム(個人利用)	17,320	25,600	19,052	134.3%
	・アリーナ(団体利用)	11,203	8,921	12,324	72.3%
9	地域福祉センター(総合福祉会館)での、障害者向けスポーツ講座を開催します(回)	0	0	1	0%
10	子育て支援センター、児童センター(館)で行うスポーツ関連事業数を平成24年度比10%増とします(回)	206	165	227	72.6%
11	高齢者で運動をしていない者の割合*2を減少させます(%)	20.1	20.7	19.0	91.7%
12	メタボリックシンドローム該当者、予備群*2の人達への健康教育の生活改善策の一つとして習慣的に運動を行うことを勧め、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の人数を減少させます(人)	970	1192	778	65.2%
13	中学校部活動(運動部)加入率を増加します(%)	59.0	65.7	70.0	93.8%
14	公民館3館の体育室(講堂含む)の年間利用者数を平成24年度比10%増とします(人)	50,498	53,633	55,548	93.8%

*1：平成29年5月実施の調査をもとに、「する」スポーツは直近の実績値を算出しており、「観る」、「支える」スポーツは過去1年間の実績値ですが、ここでは「現状値(H28)」に統一して表記しています。

*2：中目標11、12については、達成率を割り出すために【b/a】として計算しています。

2 主な事業実績について

前項の数値目標の達成状況のうち、大目標達成のため、「する」「観る」「支える」スポーツの事業実績のうち、主に実施した事業は下記のとおりです。

(1) するスポーツの実績

- 幅広い世代の参加が見込まれる事業として市民体育祭、ロードレースフェスティバルを実施
- 運動・スポーツを始めるきっかけづくりとして、季節ごとにレクリエーション教室やスポーツ体験フェスタのほか、新たに体育協会と協働して各種スポーツ教室を実施
- 平成28年4月に開校した下新倉小学校を含む市内全ての小中学校において学校体育施設開放を実施し、スポーツ活動の場所を提供
- ヘルスサポーター（健康づくりに関する施策推進のための市民ボランティア）が主体となってラジオ体操会、ウォーキング会を組織
- 障害者におけるスポーツの充実として、チャレンジスポーツ大会の実施や、レクリエーション教室の実施

○ 指定管理者による「する」スポーツの実績

【総合体育館】・乳幼児期向け・・・ママエアロ、親子体操、おやこヨガ

・小/中学生期向け・・・空手、ダンス、バレエ、サッカーなど

・中間年齢層期・・・ピラティス、ハワイアンフラ、ブラジリアン柔術、ノルディック・ウォーキングなど

・退職後/高齢期向け・・・60代から始める健康運動塾

【アクシス】・乳幼児期向け・・・キッズテニス

・小/中学生期向け・・・フットサル、ダンス

・中間年齢層期・・・卓球、ズンバ、ストレッチ、エアロビクスなど

・退職後/高齢期向け・・・貯筋体操

(2) 観るスポーツの実績

- 総合体育館において日本ハンドボールリーグや、市内初の国際大会である第10回アジアエアガン選手権大会の開催

(3) 支えるスポーツの実績

○ロードレースフェスティバルにおけるボランティア募集活動

○体育協会における普通救命講習会やスポーツ少年団における指導者研修会開催

3 課題について

計画の中間総括にあたり、市民意識調査結果や数値目標の達成状況等から分析した「する」スポーツ、「観る」スポーツ、「支える」スポーツそれぞれの課題は、以下のとおりです。これらの課題に対する実施施策については、次章で展開します。

(1) 「する」スポーツの課題

大目標である「週に1回以上スポーツをする人の割合を55%以上とします」に対し、計画年度と平成28年度の数値が横ばいである。また、市民意識調査から、18歳以上の市民のうち、約50%の人が全くスポーツをやらないと回答しており、前回調査時と同様の結果となっており、「一市民一スポーツ」が定着していないことが分かります。

また、同調査から、スポーツをやらない理由として、「仕事、家事、育児、勉強などで忙しく時間がない」が、一番多い理由となっています。この忙しく時間がない人への新しいアプローチが求められます。

また、スポーツに関する情報で不足しているものとして、「スポーツができる場所や施設の情報」が、突出して一番多いです。これらの情報がないことにより、スポーツをするきっかけを失っていることが考えられます。情報提供の仕組みやあり方を変える必要があります。

(2) 「観る」スポーツの課題

実績として、日本ハンドボールリーグの誘致・開催等を行っているが、調査結果では、18歳以上の市民のうち、約60%の人（児童・生徒の場合は40%）がスポーツ観戦をしていないと回答しており、観るスポーツが浸透していないことが分かります。

競技施設が限られており、プロスポーツの誘致や開催を行うことには限度があるため、新しい視点で、市民と一緒にスポーツを見て、一喜一憂できるような仕組みが必要です。

(3) 「支える」スポーツの課題

実績として、ロードレース等で市民ボランティアの募集を行ったり、各種指導者研修等も行ったりしているが、調査結果では、18歳以上の市民のうち、約95%の人（児童・生徒の場合は80%）がスポーツに関する指導経験や、スポーツイベントに運営やボランティアとして参加経験がないと回答しており、ボランティアが根付いていないことが分かります。

ボランティアが参加しやすい仕組みが必要です。

第3章

スポーツ推進計画の 数値目標と実施施策



スポーツ体験フェスタ

1 数値目標

国、県の新たな計画、計画後に制定された法律、本市の他計画に関連する変更点、前章の「和光市におけるスポーツの現状と課題」を踏まえ、数値目標を次のとおり整理します。

大目標	計画年度 (H24)	現状値 (H28)	目標値 (H34)
週に1回以上スポーツをする人(18歳以上の市民)の割合を55%以上とします(%)	34.7	33.6	55.0

中目標	計画年度 (H24)	現状値 (H28)	目標値 (H34)
1 週に1回以上スポーツを「する」、「観る」、「支える」人(18歳以上の市民)の割合を合せて70%以上とします(%)	—	54.3	70.0
2 総合型スポーツクラブを設置します(箇所)	0	0	1
3 総合体育館年間利用者数を平成24年度比10%増とします(人)	230,417	231,903	253,459
4 学校開放年間利用者数を平成24年度比10%増とします(人)	139,260	142,764	153,186
5 スポーツ少年団加入者率を平成24年度比10%増とします(%)	13.9	13.8	15.3
6 スポーツ事業の年間参加者数を平成24年度比10%増とします(人)	9,288	10,025	10,217
7 託児つきスポーツ教室開催の推進を図るため、啓発・周知を行います(回)	3	0	5
7 -1 【New】 親子で参加できる事業数を増加させます(回)	—	14	18
8 勤労福祉センターのアスレチックルーム・アリーナの利用者数を平成24年度比10%増とします(人)			
・アスレチックルーム(個人利用)	17,320	25,600	19,052
・アリーナ(団体利用)	11,203	8,921	12,324

中目標		計画年度 (H24)	現状値 (H28)	目標値 (H34)
9	障害者向けスポーツ講座を開催します(回)	0	1	1
10	児童センター(館)で行うスポーツ関連事業数を平成24年度比10%増とします(回)	175	165	193
11	高齢者で運動をしていない者の割合を減少させます(%)	20.1	20.7	19.0
12	メタボリックシンドローム該当者、予備群の人達への健康教育の生活改善策の一つとして習慣的に運動を行うことを勧め、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の人数を減少させます(人) ※40~74歳の国保加入者対象	970	1192	778
13	中学校部活動(運動部)加入率を増加させます(%)	59.0	65.7	70.0
13-1	体力テストの5段階絶対評価で上位3ランクの児童の割合を80%以上、生徒の割合を85%以上とします(%)【New】	—	【児童】 80.8% 【生徒】 84.4%	【児童】 80%以上 【生徒】 85%以上
14	公民館3館の体育室(講堂含む)の年間利用者数を平成24年度比10%増とします(人)	50,498	53,633	55,548
15	スポーツをする時間を持ちたいと思う中学生2年生の割合を80%以上とします(%)【New】	—	67	80
16	週に1回以上スポーツをする障害者(成人)の割合を40%以上とします(%)【New】	—	32.3	40

上記の目標を達成することによって、基本理念である
スポーツを通じた、健康で生きがいのある人生を実現します！

健康増進

共生社会の実現

地域の活性化

2 実施施策

前章における中間総括やスポーツの課題を踏まえ、既存の実実施策を継続とするか、一部修正とするか等の整理を行うとともに、数値目標を達成するために、「する」スポーツ、「観る」スポーツ、「支える」スポーツ、スポーツ活動の場づくりごとに、新規施策を次のとおり追加しました。

(1) 「する」スポーツ

ア スポーツ団体におけるスポーツの充実【継続】（スポーツ青少年課）

施設の利用が特に集中する土・日・祝日については、団体同士がなるべく重複しないように利用団体、ホームページ等を活用して周知し、利便性を図ります。

イ 乳幼児期（0～6歳）におけるスポーツの充実

(ア) 体を動かす機会の拡充【一部修正】（保育施設課）

各幼稚園・保育園・児童センター（館）と連携し、体を動かす機会の拡充をします。

(イ) 指定管理者と連携【継続】（スポーツ青少年課、産業支援課）

今までにも、「ママエアロ」、「親子体操」、「おやこヨガ」、「キッズテニス」等を指定管理者が行っていますが、今後も連携を図り、小さい子どもが親と一緒にできるスポーツの実施に努めます。

ウ 小・中学生期（7～15歳）におけるスポーツの充実

(ア) スポーツ少年団加入の促進【継続】（スポーツ青少年課、学校教育課）

スポーツ少年団及び学校と連携を図り、スポーツ少年団加入の促進に努めます。

(イ) 子ども教室の充実【継続】（生涯学習課）

子ども教室におけるスポーツを充実させます。また、指導者の募集も併せて充実していきます。

(ロ) 子どものスポーツ活動の充実【継続】（学校教育課）

生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質や能力の基礎を育てる学校体育の充実を図っていきます。また、地域の人材や施設・設備を活用した体育・スポーツ活動の充実を図っていきます。さらに、スポーツの魅力に触れられるような運動部活動の充実を図っていきます。

(ハ) 習うスポーツの充実【新規】（スポーツ青少年課）

指定管理者である総合体育館や、体育協会が行うスポーツの技能を獲得する教室の人气があり、定員を大きく上回るものがあります。また、調査では、スポーツをや

らない理由として「スポーツが苦手」が最も多いことから、今後も指定管理者等と連携し、習うスポーツを充実させます。

エ 中間年齢層期（15～60歳）におけるスポーツの充実

(ア) 家族や親子で参加できるスポーツの充実【継続】（スポーツ青少年課）

和光市は埼玉県内で戸田市に次いで2番目に若いまち（平均年齢41.1歳）であることから、特に子育て世代の家族で参加できるスポーツの充実を図っていきます。

(イ) 個人で気軽に参加できるスポーツの充実【継続】（スポーツ青少年課）

ラジオ体操など個人で参加できるスポーツの充実を図っていきます。

(ウ) 夜間にできるスポーツの充実【継続】（スポーツ青少年課、産業支援課）

平日の仕事の後など、夜間にできるスポーツの充実について、指定管理者との連携を図り充実していきます。

(エ) 時間がない中でできる「ながらスポーツ」の紹介【継続】

（スポーツ青少年課、健康保険医療課）

日常生活において、時間がない中でもできる「ながらスポーツ」について、その効果と併せて紹介していきます。

※ (ア) 主として家族世帯向け

(イ)、(ウ) 主として単身世帯向け

(エ) 全対象者向け

オ 退職後・高齢期（概ね60歳以上）におけるスポーツの充実

(ア) 介護予防事業との連携【継続】

（スポーツ青少年課、健康保険医療課、長寿あんしん課）

介護予防分野とも連携を図り、高齢者の生活機能の向上や運動習慣の意識啓発に努めます。

(イ) 家でもできる簡単な運動の紹介【継続】

（スポーツ青少年課、健康保険医療課、長寿あんしん課）

家の外に行かなくても、家の中でできる体操・ストレッチについて、その効果と併せて紹介していきます。

カ 障害者におけるスポーツの充実

(ア) 障害者スポーツの実施【継続】（スポーツ青少年課、社会援護課）

障害者スポーツ大会を今後も実施していきます。また、各事業において障害者が

参加できるように配慮を行っていきます。

(イ) **市以外などからの障害者スポーツ情報の周知【継続】**

(スポーツ青少年課、社会援護課)

市以外からの障害者スポーツの開催の周知について、障害者団体と連携を図っていきます。

(ロ) **レクリエーションスポーツの推進【新規】**(スポーツ青少年課)

スポーツ推進委員によるレクリエーションスポーツの紹介や、スポーツ団体等によるレクリエーションの場の提供をしていきます。

キ 地域・全年齢におけるスポーツの充実

(ア) **体験型スポーツ事業の拡充【継続】**(スポーツ青少年課)

体育協会が中心となって、初めてスポーツを行う人が楽しめるような体験型スポーツ事業の拡充に努めます。

(イ) **指定管理者と連携【継続】**(スポーツ青少年課、産業支援課)

民間企業のノウハウを活かし、和光市の特徴を踏まえたスポーツ施策の実施に努めます。

(ロ) **総合型地域スポーツクラブの設置【継続】**(スポーツ青少年課)

子どもから大人まで多世代にわたり身近な地域でスポーツが親しむことができる総合型地域スポーツクラブの設置について、既存のスポーツ団体との重複を配慮し、検討していきます。

(ハ) **気軽にできるレクリエーション・スポーツの推進【継続】**(スポーツ青少年課)

共生社会実現に向けスポーツがあまり得意でない人にもスポーツを楽しめるように、スポーツ推進委員が中心となって、レクリエーション・スポーツを推進します。

(ニ) **市のホームページのさらなる充実【継続】**

(スポーツ青少年課、産業支援課、生涯学習課)

市のホームページのさらなる充実を図り、スポーツ施設の利用方法、事業の周知等より分かりやすい表記に努めます。また、市以外からのスポーツ情報(他市町村・他団体)についても周知していきます。

(ホ) **友好都市を活用したスポーツ事業の充実【継続】**(スポーツ青少年課)

災害時における相互応援協定を結んでいる各友好都市等を活用し、スポーツ事業を行っていきます。

(ヘ) **民間企業との協働事業の推進【新規】**(スポーツ青少年課、秘書広報課)

市では、平成 28 年 1 月に埼玉西武ライオンズと連携協力に関する基本協定を締

結しました。それにより、スポーツ振興等に関する地域協働事業として、市民に対するイベントや市内小学校に対する体育授業の支援、観戦チケットの配付等を行っております。今後も、このような協働事業を推進、PRしていきます。

(ウ) **スポーツ指導の周知拡充・充実【一部修正】**（スポーツ青少年課）

スポーツ推進委員が希望に応じたスポーツの紹介・指導を行っていきます。

(エ) **健康づくりを意識したスポーツの推進【新規】**

（スポーツ青少年課、都市整備課、健康保険医療課）

公園等を活用した健康づくりを意識したスポーツを推進します。

また、健康保険医療課と連携して「健康マイレージ」をPRします。

* 「健康マイレージ」とは、

市民の主体的・継続的な取組による健康保持・増進ならびに地域全体での健康づくり推進を目的として行うものです。ウォーキングの継続や特定健診等の受診などでポイントが付き、貯めたポイントに応じたインセンティブが受取れます。



ウォーキング教室

(2) 「観る」スポーツ

ア 「観る」スポーツの推進【一部修正】（スポーツ青少年課）

総合体育館開館以降、日本ハンドボールリーグ、関東大学バスケットボールリーグなどを行っている実績があります。今後も、引き続き総合体育館を中心に「観る」スポーツを目的とした誘致活動を行い、市民に高いレベルのスポーツを観る機会をつくり、市民及び関係団体へ周知していきます。

なお、「する」スポーツでも記載しましたが、埼玉西武ライオンズとの地域協働事業である観戦チケットの配付等につきましても、引き続きPRしていきます。

また、市以外からのスポーツ情報（他市町村・他団体）についても併せて周知していきます。

イ パブリック・ビューイングの検討【新規】

（スポーツ青少年課、東京オリンピック・パラリンピック等推進プロジェクト・チーム）

東京 2020 オリンピック・パラリンピックを迎えるにあたり、市内公共施設等を活用したパブリック・ビューイングを検討します。

ウ プロ選手等による講演会等の実施【新規】（スポーツ青少年課）

平成 29 年 8 月に実施した「夏期巡回ラジオ体操」では、テレビで活躍している講師の影響もあり、2,000 人を超える参加者が樹林公園に集まりました。

市内団体等と協力し、プロ選手等による著名人の講演会等を実施することで、普段はスポーツに疎遠な人達に参加してもらい、スポーツをはじめのきっかけづくりを行います。



第 10 回アジアエアガン選手権大会

(3) 「支える」スポーツ

ア スポーツ少年団における指導者等の研修【継続】（スポーツ青少年課）

充実した少年団活動をする上で必要不可欠な要素である指導者等について、その大切さや果たす役割に関する理解を深めるため、スポーツ少年団に係る保護者や指導者を対象に、今後も育成研修事業を開催します。

イ スポーツ事業開催における交通の利便性【継続】（スポーツ青少年課）

スポーツ事業において、会場から離れている市民も参加しやすいように、交通の利便性を図っていきます。

ウ スポーツボランティアの募集【一部修正】（スポーツ青少年課）

大きな事業を行うときにはスポーツボランティアを募集し、地域のかでスポーツを盛り上げていきます。

また、多くの人に参加してもらうために、親子等で参加してもらうなどの方法も検討します。

エ ボランティア情報のプラットフォームの導入【新規】（スポーツ青少年課）

ボランティアをしたい人が、情報を集めやすいようにするための、ボランティア情報が一元化されたプラットフォームの導入について検討します。



CHERRYYS（和光市民ロードレースフェスティバルにてランナーを応援）

3 スポーツ活動の場づくり

(1) 公共スポーツ施設の整備・充実【継続】

(スポーツ青少年課、産業支援課、生涯学習課、都市整備課)

施設の老朽化や劣化の状況を早期に把握し、施設の充実や補修・改修について、緊急度、必要性及び市の財政状況を勘案し、計画的な整備を推進します。

また、可能な限りAEDを設置するとともに、定期的にメンテナンスを行い、不測の事態に備えます。

(2) スポーツ活動が可能な場の有効活用【継続】(スポーツ青少年課)

スポーツ・レクリエーション活動をするための身近な場所として、市内の小・中学校の校庭・体育館を学校教育に支障のない範囲で地域や登録団体に開放を進めていきます。

また、市内にある国の施設を有効に活用するため、市民開放を拡大するよう関係機関に働きかけます。

(3) スポーツ施設開放の推進【継続】(スポーツ青少年課)

公共スポーツ施設の利用者増加を図るとともに、市民の多様なニーズに応えるため、民間企業との連携を図り民間スポーツ施設の利用者拡大に努めます。

(4) 公園の有効活用【新規】(スポーツ青少年課、都市整備課)

市内の公園には、健康遊具が設置されている公園も数箇所あり、運動やスポーツができるスペースがある公園も多くあります。今後は、これらの公園機能を活用した健康づくりや公園に着目したスポーツ事業を推進します。



みつば公園のボルタリングウォール

第4章

計画の実現に向けて



レクリエーション教室

スポーツ推進計画の各実施施策を総合的かつ計画的に推進するために、以下のとおり、市民やスポーツ推進関係団体や民間企業等がそれぞれの立場から主体的に取り組めるように、連携、協働します。

(1) 全庁的な推進体制

各担当所管課における計画の取組状況について、引き続き、毎年ヒアリングを行い、関各担当所管課と連携・協働しながら計画を推進します。

(2) 学校、スポーツ団体、民間企業等との連携、協働

「一市民一スポーツ」を推進するためには、市民はもちろん計画の実現を担う関係団体の参画が不可欠です。

体育協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員、地域団体（自治会、障害者団体、小・中学校校長会、地域青少年を育てる会連合会、生きいきクラブ連合会等）、市の施設を管理運営している指定管理者等との連携・協働を推進していきます。

(3) 計画の進行管理

計画に掲げた施策については、PDCA（PLAN（計画）→DO（実行）→CHECK（評価）→ACTION（見直し））サイクルに基づき、進めていきます。

なお、計画の評価については、ヒアリング結果からなどの数値目標の達成状況や実施施策の進捗状況を踏まえ、平成33年度に外部評価を受け、その評価を平成34年度の計画策定時に引き継ぎます。

資料編



軽スポーツ体験教室

1 和光市スポーツ推進計画中間見直し経過

平成29年

5月 2日～5月31日 スポーツ・レクリエーション活動に関する市民意識調査の実施
(小学校5年生、中学校2年生対象)

5月26日～6月16日 スポーツ・レクリエーション活動に関する市民意識調査の実施
(市民対象)

8月 3日 第1回和光市スポーツ推進計画中間見直し庁内委員会開催

9月12日 第1回和光市スポーツ推進計画中間見直し委員会開催

11月20日 第2回和光市スポーツ推進計画中間見直し庁内委員会開催

12月12日 第2回和光市スポーツ推進計画中間見直し委員会開催

平成30年

1月18日～2月 6日 「和光市スポーツ推進計画(改訂版)素案」に対するパブリックコメントの実施

1月25日/1月26日 「和光市スポーツ推進計画(改訂版)素案」に対する説明会開催

〇月〇〇日 定例教育委員会で議決

2 和光市スポーツ推進計画中間見直し委員会

(1) 和光市スポーツ推進計画中間見直し委員会設置要綱

制定 平成29年3月30日

和光市教委告示第5号

(設置)

第1条 和光市スポーツ推進計画（以下「計画」という。）の中間見直しを行うため、和光市スポーツ推進計画中間見直し委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画に定める事項の進捗状況の確認及び計画の見直しの検討を行い、その結果を教育委員会に報告する。

(委員会の組織等)

第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 2人以内
- (2) 市内関係団体を代表する者 7人以内
- (3) 公募による市民 2人以内

2 委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から前条の規定による報告があった日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、委員のうちから教育委員会が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局スポーツ青少年課において処理する。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、第2条の規定による報告があった日限り、その効力を失う。

② 和光市スポーツ推進計画中間見直し委員会 委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	備考
第1号委員 (学識経験を有する者)	○飯田 路佳	十文字学園女子大学人間生活学部健康栄養学科 教授
第1号委員 (学識経験を有する者)	山下 玲	学校法人東洋大学ライフデザイン学部健康スポーツ学科 助教
第2号委員 (市内関係団体を代表する者)	山崎 正治	和光市体育協会 会長
第2号委員 (市内関係団体を代表する者)	◎朽木 亮	和光市スポーツ推進委員連絡協議会 会長
第2号委員 (市内関係団体を代表する者)	下島 幸泰	和光市スポーツ少年団 本部長
第2号委員 (市内関係団体を代表する者)	西 貴美雄	和光市校長会 会長
第2号委員 (市内関係団体を代表する者)	富澤 甚五郎	和光市身体障害者福祉会 会長
第2号委員 (市内関係団体を代表する者)	清水 武	和光市生きいきクラブ連合会
第2号委員 (市内関係団体を代表する者)	大川 義視	東上地区私立幼稚園協会 和光支部長
第3号委員 (公募による市民)	浅黄 祐樹	
第3号委員 (公募による市民)	濱田 賢一	

◎委員長 ○副委員長

3 和光市スポーツ推進計画中間見直し庁内委員会

(1) 和光市スポーツ推進計画中間見直し庁内委員会設置要綱

制定 平成29年6月12日

和光市教委要綱第6号

(設置)

第1条 和光市スポーツ推進計画（以下「計画」という。）の中間見直しに当たり、庁内における検討を行うため、和光市スポーツ推進計画中間見直し庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画に定める事項の進捗状況の確認及び計画の見直しの検討を行う。

(委員会の組織等)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、スポーツ青少年課長をもって充てる。

3 副委員長は、委員長が委員の中から指名する者をもって充てる。

4 委員は、総務人権課、産業支援課、地域包括ケア課、社会援護課、長寿あんしん課、健康保険医療課、保育施設課、都市整備課、学校教育課及び生涯学習課に属する統括主査以上の職にある職員のうち、当該課所等の長が指名する者をもって充てる。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育委員会事務局スポーツ青少年課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱は、計画の中間見直しが終了した日限り、その効力を失う。

(2) 和光市スポーツ推進計画中間見直し庁内委員会 委員名簿

(敬称略)

部署	役職	委員名
総務人権課	主幹	茂呂 あかね
産業支援課	課長補佐	渡辺 正成
地域包括ケア課	統括主査	飯田 真子
社会援護課	統括主査	内田 竜也
長寿あんしん課	統括主査	井口 雄一
健康保険医療課	統括主査	梶原 絵里
保育施設課	統括主査	山口 元輝
都市整備課	統括主査	広瀬 裕二
学校教育課	副主幹	○島崎 秀
生涯学習課	専門員	市川 浩
スポーツ青少年課	課長	◎亀井 誠

◎委員長 ○副委員長

4 市民参加の経過

1 和光市スポーツ推進計画中間見直し委員会による審議

学識経験者、市内関係団体代表者、公募による市民等で組織する和光市スポーツ推進計画中間見直し委員会において、和光市スポーツ推進計画の中間見直しを審議した。

- (1) 委員 11名
- (2) 開催日
第1回 平成29年 9月12日
第2回 平成29年12月12日
- (3) 教育委員会への報告
平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)

2 スポーツ・レクリエーション活動に関する市民意識調査の実施

市民の健康や運動・スポーツについての現状等を把握するため市民意識調査を実施した。

○ 市民対象

- (1) 調査対象 和光市在住の18歳以上80歳未満の方で、無作為に抽出した1,000人
(平成29年4月1日現在)
- (2) 調査時期 平成29年5月26日～平成29年6月16日
- (3) 調査方法 郵送配付・郵送回収による調査
- (4) 回収状況 372 (回収率 37.2%)

○ 小中学生対象

- (1) 調査対象 和光市内小学校5年生、中学校2年生の児童・生徒1,264名
- (2) 調査時期 平成29年5月2日～平成29年5月31日
- (3) 調査方法 学校メール便による調査
- (4) 回収状況 1,243 (回収率 98.3%)

3 パブリック・コメント等の実施

- (1) 和光市スポーツ推進計画（改訂版）素案に対するパブリックコメントを実施した。
 - ・期間 平成30年1月18日～2月6日
 - ・意見
- (2) 和光市スポーツ推進計画（改訂版）素案に対する説明会を実施した。
 - ・開催日 平成30年1月25日～1月26日
 - ・開催場所 25日（市役所研修室）、26日（坂下公民館別館視聴覚室）

5 市内スポーツ施設・公園施設

(1) 市内スポーツ施設

施設名	詳細
総合体育館	開館時間：9時00分～23時00分 施設概要：メインアリーナ、サブアリーナ、柔道場、剣道場、弓道場、軽スポーツ室、研修室、会議室、ランニングコース 住所：広沢3-1
運動場	開場時間：9時00分～21時00分（但し運動場は17時00分まで） 施設概要：運動場（野球1面、その他）、庭球場（全天候型オムニコート）4面、会議室 住所：南2-2-2
坂下庭球場	開場時間：8時00分～18時00分（但し9月～3月は16時00分まで） 施設概要：庭球場（クレーコート）3面 住所：下新倉4-20-33
荒川河川敷運動公園	開場時間：8時00分～18時00分（但し11月～3月は16時00分まで） 施設概要：野球場3面、多目的広場（少年サッカー場1面、一般サッカー場1面、ソフトボール場1面） 住所：大字下新倉
外環花の木 ゲートボール場	開場時間：9時00分～17時00分 施設概要：ゲートボール場1面 住所：新倉2-3450
中央公民館	開館時間：9時00分～21時30分 施設概要：体育室 住所：中央1-7-27
坂下公民館	開館時間：9時00分～21時30分 施設概要：講堂兼体育室 住所：新倉3-4-18
南公民館	開館時間：9時00分～21時30分 施設概要：体育室兼講堂 住所：南2-3-1
勤労福祉センター （アクシス）	開館時間：10時00分～22時00分 施設概要：アリーナ、アスレチックルーム、会議室、和室 住所：新倉7-10-7

司法研修所	開場時間：9時00分～17時00分（但し10月～3月は15時00分まで） 開放日：【庭球場】毎週土・日・祝日、【グラウンド】毎週日曜日 施設概要：庭球場（砂入り人工芝）2面、グラウンド1面 住所：南2-3-8
裁判所職員総合 研修所	開場時間：10時00分～16時00分 開放日：【庭球場】毎週土・日曜日、【グラウンド】毎週日曜日 施設概要：庭球場（全天候型）1面、グラウンド1面 住所：南2-3-5
税務大学校	開場時間：9時00分～17時00分（但し10月～3月は15時00分まで） 開放日：毎週日曜日 施設概要：庭球場（砂入り人工芝）2面、グラウンド1面 住所：南2-3-7

(2) 市内小中学校開放施設

	学 校 名	開放施設	住 所
小学校 校庭開放時間 土日祝 9:00～18:00 広沢小校庭 平日 19:00～21:00 土日祝 9:00～21:00 体育館開放時間 平日 18:00～21:30 土日祝 9:00～21:30	白子小学校	校庭・体育館	白子3-2-10
	新倉小学校	校庭・体育館	新倉2-2-39
	第三小学校	校庭・体育館	中央1-1-4
	第四小学校	校庭・体育館	諏訪3-20
	第五小学校	校庭・体育館	南1-5-10
	広沢小学校	校庭・体育館・卓球場	広沢1-5
	北原小学校	校庭・体育館	新倉1-5-27
	本町小学校	校庭・体育館	本町31-17
	下新倉小学校	校庭・体育館	下新倉5-21-1
中学校 開放時間 19:00～21:30	大和中学校	体育館・卓球場・格技場	丸山台2-8-8
	第二中学校	体育館	広沢1-4
	第三中学校	体育館・卓球場	南2-2-1

(3) 市内公園一覧（広場、健康遊具がある公園）

施設名	住所	備考
赤池児童公園	新倉 2-17	広場
松ノ木島公園	新倉 7-10	広場・健康遊具
柿ノ木坂児童公園	新倉 1-35・36	広場・健康遊具
天神ヶ谷戸公園	下新倉 4-1	広場
まました橋公園	下新倉 2-34	広場・健康遊具
宮ノ台児童遊園地	下新倉 4-11	広場
やとじま公園	下新倉 2-7	健康遊具
広沢原児童公園	広沢 1	広場
緑の公園	丸山台 2-23	広場・健康遊具
ワンパク公園	丸山台 3-2	広場
県営和光樹林公園	広沢 3	広場・健康遊具
いどくぼ公園	南 1-8	健康遊具
二軒新田児童遊園地	南 1-28	広場
越後山中央公園	南 1-16	健康遊具
ふたば公園	新倉 5-9	健康遊具 * 足つぼあり
みつば公園	新倉 5-8	広場 * ボルダリングウォール、野外型フィットネスあり
よつば公園	新倉 4-6	健康遊具

6 スポーツ施設利用状況

(1) 総合体育館

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
メインアリーナ	個人利用（人）	6,608	7,392	6,123	7,497
	専用利用（人）	52,522	45,503	50,162	44,327
	人数合計	59,130	52,895	56,285	51,824
サブアリーナ	個人利用（人）	3,587	4,576	3,872	4,792
	専用利用（人）	35,518	35,350	37,838	33,533
	人数合計	39,105	39,926	41,710	38,325
柔剣道場	個人利用（人）	951	1,268	1,282	1,329
	専用利用（人）	16,595	16,670	18,915	16,808
	人数合計	17,546	17,938	20,197	18,137
軽スポーツ室	個人利用（人）	31,115	35,575	37,267	43,100
	専用利用（人）	1,084	1,569	1,608	1,050
	人数合計	32,199	37,144	38,875	44,150
研修会議室	専用利用（人）	8,161	17,137	18,195	9,253
弓道場	個人利用（人）	2,099	2,540	2,956	2,968
	専用利用（人）	1,092	975	1,634	2,609
	人数合計	3,191	3,515	4,590	5,577
トレーニング室	個人利用（人）	26,711	28,991	26,947	33,211
	回数券（人）	9,091	10,666	12,307	6,713
	人数合計	35,802	39,657	39,254	39,924
ランニングコース	個人利用（人）	1,259	1,358	570	476
個人利用計（人）		81,421	92,366	91,324	100,086
専用利用計（人）		114,972	117,204	128,352	107,580
自主事業（コース型教室）（人）		26,510	26,920	26,360	24,237
総利用人数（人）		222,903	236,490	246,036	231,903

② 総合体育館以外のスポーツ施設利用状況

(人)

施設名		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
運動場	野球場	9,871	9,188	9,864	11,067
	庭球場	20,533	21,800	21,107	21,863
	会議室	1,324	1,837	1,856	2,179
坂下庭球場		4,286	5,028	4,514	5,500
司法研修所庭球場		2,630	2,081	1,962	920
司法研修所グラウンド		697	988	89	44
税務大学校庭球場		237	1,479	1,554	1,725
税務大学校グラウンド		0	1,110	2,324	2,258
裁判所職員総合研修所庭球場		1,290	1,340	1,263	1,304
裁判所職員総合研修所グラウンド		983	1,312	384	384
荒川河川敷	野球場	20,882	24,003	28,575	34,775
	ソフトボール場	8,244	8,004	9,101	9,002
	サッカー場（一般・少年）	16,222	15,092	18,852	17,573
学校開放	広沢小学校校庭（夜間）	3,562	4,093	3,825	3,699
	小学校体育館（夜間）	22,444	22,887	25,741	24,660
	小学校体育館（土・日・祝日）	28,959	31,089	34,032	32,239
	小学校校庭（土・日・祝日）	60,061	67,223	57,685	58,716
	中学校体育館（夜間）	12,107	13,202	11,896	10,005
	中学校体育館卓球場（夜間）	5,172	6,243	5,944	7,354
	中学校体育館格技場（夜間）	3,179	3,523	4,811	5,771
武道館		8,831	8,472	—	—
花の木ゲートボール場		884	968	876	1,271
レクリエーション広場		8,273	7,047	7,568	7,790
合計		237,492	237,492	253,823	260,419

7 スポーツ団体加入状況（平成28年度実績）

(1) 体育協会

No.	団体名	団体数	男	女	合計
1	軟式野球連盟	15	280	4	284
2	ソフトテニス連盟	—	36	16	52
3	バレーボール連盟	6	14	63	77
4	ソフトボール協会	13	216	34	250
5	バドミントン連盟	5	42	29	71
6	硬式テニス協会	11	122	52	174
7	剣道連盟	—	108	53	161
8	少林寺拳法連盟	—	51	21	72
9	合気道	—	36	24	60
10	武術太極拳連盟	12	39	116	155
11	バスケットボール連盟	7	51	43	94
12	弓道連盟	—	20	35	55
13	空手道連盟	6	71	23	94
	合計	75	1,086	513	1,599

(2) スポーツ少年団

No.	団体名	単位団	団員数		指導者数	合計
			男	女		
1	少年野球連盟	8	213	9	182	404
2	ミニバスケットボール連盟	6	68	77	40	185
3	少年サッカー連盟	5	188	6	59	253
4	小学生バレーボール連盟	1	0	46	8	54
5	少女サッカークラブ	1	0	9	3	12
	合計	21	469	147	292	908

8 和光市における主なスポーツ事業（平成28年度実績）

事業名	内容
レクリエーション教室 （春・秋・冬）	下新倉小学校体育館及び総合体育館のメインアリーナにて、気軽にできるレクリエーション・スポーツを複数種目実施
佐久市との スポーツ交流事業	(1) 災害時相互応援協定を結んでいる佐久市のスポーツ少年団と少年野球、ミニバス、少年サッカーの交流 (2) 佐久市の指導員のもとマレットゴルフを実施
十日町市との スポーツ交流事業	災害時相互応援協定を結んでいる十日町市のスポーツ少年団と少年サッカー交流
水泳教室	子供たちに泳ぐことの楽しさを伝え、体力の向上及び健康づくりを目的に実施
ラジオ体操	樹林公園内芝生広場及び新倉小学校校庭において、ラジオ体操第1・第2を行う
レクリエーション 体験教室	地図をもとに制限時間内にチェックポイントを回って得点を集めるスポーツを実施
市民体育祭	80m 競走・障害物競走・綱引き等を行う
チャレンジド スポーツ大会	競技種目を工夫し、障害者と一般参加者やボランティアが一緒になって競技を行う
秋の市民ハイキング	市役所から現地までバスで行き、ハイキングを実施
那須烏山市との スポーツ交流事業	災害時相互応援協定を結んでいる那須烏山市と少年サッカー、ミニバスケットボールの交流
新体力測定	市民まつりにて体力測定(握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび等)を実施
軽スポーツ体験教室	総合体育館でヨガやみんなの体操、ノルディック(歩-ル)ウォーキング等の体験教室を実施
和光市民ロードレース フェスティバル	年齢距離等により、第1部から第10部に分け、和光樹林公園及びその周辺道路を走る
ウォーキング教室	和光市内各所を解説ボランティアに解説してもらいながら、ウォーキングを行う
ジュニアスキー教室	子供たちが楽しみながらスキーの技術を修得し、体力の向上及び仲間づくりを目的に実施
体育協会との協働事業	体育協会と協働でかけっこ、ソフトテニス等のスポーツ教室や普通救命講習会を実施

9 関係法令

(1) 和光市健康づくり基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 健康づくりの推進に関する基本的施策（第8条—第10条）

第3章 健康づくりの推進体制（第11条—第14条）

第4章 ヘルスソーシャルキャピタル審議会（第15条—第18条）

第5章 雑則（第19条）

附則

健康であることは、疾病や障害の有無に関係なく、市民が生き生きと安心して生活し、自己実現を図るための基盤となるものであり、全ての市民が健康であることは、市民一人一人の生活のみならず市全体としての福祉の向上につながるものである。

市は、市民の健康を増進させるため、誰もが健康に暮らすことができるまちづくりを進めており、その実現のためには、健康づくりに関する施策を総合的に調整し、市民、事業者及び関係団体等との協働により、地域が一体となって計画的に推進していく必要がある。

そこで、健康づくりに関し基本的な事項を定め、健康づくりに関する施策を包括的に推進する体制を構築し、もって市民の福祉の向上に寄与するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市が行う健康づくりに関する施策について基本的な事項を定めることにより、市民の健康増進を図り、もって市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「事業者」とは、市内で事業活動を営む者をいう。

2 この条例において「関係団体等」とは、市内で保健、医療及び福祉に関する活動に従事する者及び団体をいう。

（基本理念）

第3条 健康づくりは、市民一人一人の心身の状態等に合わせて、生き生きと健やかに生活できるよう全世代を通じて継続的に行われなければならない。

2 健康づくりは、市民一人一人の健康が生活の質の向上に不可欠であることを認識して推進されなければならない。

3 健康づくりは、市民、事業者、関係団体等及び市がそれぞれの役割を認識し、相互に協力して地域全体で推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、市民、事業者及び関係団体等と協働して健康づくりに関する施策を包括的に推進しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、主体的に健康づくりに関心を持ち、自らの健康状態に応じた健康の保持及び増進に関する取組を行うよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その使用する者の健康に配慮した職場環境の整備に努めるとともに、市の健康づくりに関する施策の推進に協力するよう努めなければならない。

（関係団体等の責務）

第7条 関係団体等は、その活動に当たっては健康づくりに配慮するとともに、市の健康づくりに関する施策の推進に協力するよう努めなければならない。

第2章 健康づくりの推進に関する基本的施策

（健康づくりの推進に関する取組）

第8条 市は、健康づくりに関する施策を推進するため、次に掲げる取組を行うものとする。

- （1）ヘルスアップ 健康増進及び疾病等の予防に関する取組
- （2）ヘルスサポート 疾病等の進行及び重症化を防ぐための取組

（調査及び分析）

第9条 市長は、健康づくりに関する地域の課題を明確にするため、別に定める区域ごとに、市民の健康状態等に関する調査及び分析を行うものとする。

（目標の設定）

第10条 市長は、健康づくりに関する施策及び事業の推進に資するため、健康づくりに関する目標を定め、当該目標及びその結果を公表するものとする。

第3章 健康づくりの推進体制

（連携及び協働）

第11条 市は、市民、事業者及び関係団体等と相互に連携を図りながら、協働して健康づくりに関する施策及び事業を実施するよう努めるものとする。

（情報提供等）

第12条 市は、市民、事業者及び関係団体等に対して、健康づくりに関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民、事業者及び関係団体等に対し、健康づくりの推進のために必要な情報を提供できるよう求めることができる。

（推進体制の整備）

第13条 市は、健康づくりに関する施策を総合的に調整し、及び計画的に推進するために必要な体制を

整備するものとする。

(ヘルスサポーターの育成)

第14条 市長は、健康づくりに関する施策の推進を図るための市民ボランティアとして、ヘルスサポーターの育成に努めるものとする。

第4章 ヘルスソーシャルキャピタル審議会

(設置)

第15条 市長の諮問に応じ、健康づくりに関する重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として、ヘルスソーシャルキャピタル審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、健康づくりに関する事項について調査及び研究を行い、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第16条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体等を代表する者
- (3) 公募による市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第17条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、議長が会議を公開することに支障があると認めるときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

第5章 雑則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

② スポーツ基本法

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条—第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条—第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条—第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条—第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条—第三十五条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地

域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び

国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（スポーツ団体の努力）

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

（国民の参加及び支援の促進）

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

（スポーツ基本計画）

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

（地方スポーツ推進計画）

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

（指導者等の養成等）

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ施設の整備等）

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

（学校施設の利用）

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ事故の防止等）

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及び

これらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決）

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツに関する科学的研究の推進等）

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

（学校における体育の充実）

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ産業の事業者との連携等）

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

（顕彰）

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展

に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(体育の日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

（国の補助）

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であつてその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（地方公共団体の補助）

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令

で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討）

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（スポーツの振興に関する計画に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

（スポーツ推進委員に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

（地方税法の一部改正）

第五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十五条の三第一号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百十一号）第六条第一項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第二十六条第一項」に改める。

（放送大学学園法の一部改正）

第六条 放送大学学園法（平成十四年法律第一百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百十一号）第二十条第二項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十三条第二項」に改める。

（沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正）

第七条 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第四号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百十一号）第二十条第二項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十三条第二項」に改める。